酒税法第三十条第五項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額	平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額	
災免法第七条第一項	課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）	平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額	酒税の
災免法第七条第三項及び第四項	酒税等	酒税等の	酒税

5　前項の場合においては、同項の酒類が平成三十二年九月三十日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出したものとした場合における酒税額から、同年十月一日に当該酒類をその製造場から移出されるものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

第八十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、平成三十二年十一月二日までに、その所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した酒類の製造者又は販売業者が同年十月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　貯蔵場所の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

第八十九条に次の二項を加える。

27　前項の規定により第二十項又は第二十二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

28　第二十項又は第二十二項の規定の適用がある場合における酒税に係る国税通則法施行令第五十三条の規定の適用については、同条第一号中「の罪」とあるのは、「及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第二十項又は第二十二項（酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等）の罪」とする。

第百十条中「四十七年」を「四十九年」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第七十二条第七項第一号の改正規定、第七十四条の二第八項第一号の改正規定及び第八十九条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成三十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

3　平成三十二年十月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条第一項、第二百二十四条の三第一項、第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「三年を」を「六年を」に、「三年経過日」を「経過日」に、「新所得税法施行令」を「所得税法施行令」に、「又は同項」を「及び同項」に改め、同条第七項及び第八項中「新所得税法施行令」を「所得税法施行令」に改め、同条第十三項、第十七項、第二十一項及び第二十五項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号又は」を「おいて個人番号及び」に、「新所得税法施行令」を「所得税法施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

27　第五項に規定する支払事務取扱者等、第十三項若しくは第十七項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長又は第二十一項若しくは第二十五項に規定する営業所等の長（以下この項において「支払事務取扱者等」という。）が、第五項に規定する利子等若しくは配当等の支払を受ける者、第十三項に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受ける者、第十七項に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者、第二十一項に規定する先物取引の差金等決済をする者又は第二十五項に規定する金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者でこれらの規定による個人番号の告知をし